

## 参考資料

参考 1 国の記録と厚生年金基金等の記録との突合せについて

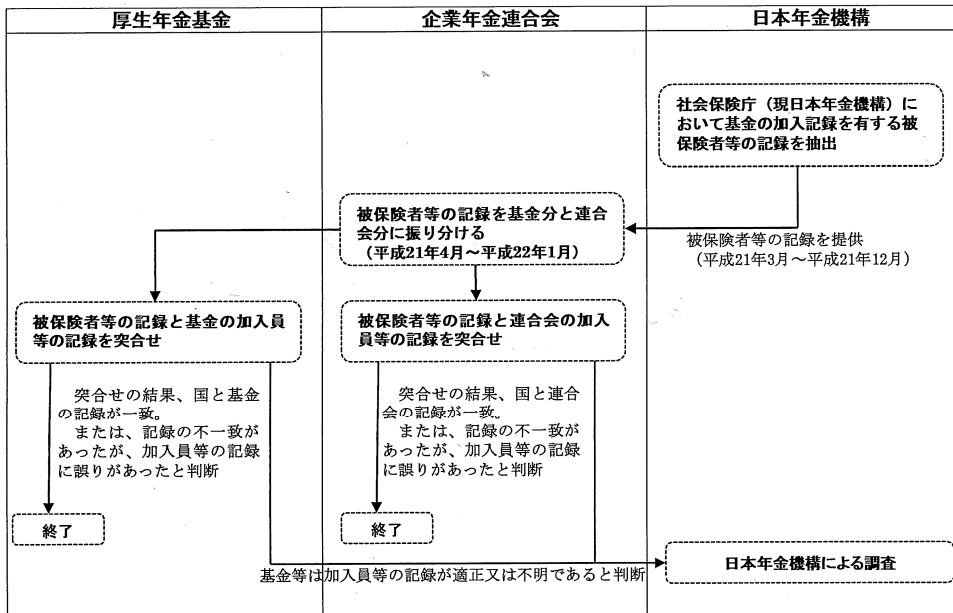
参考 2 厚生年金基金と国の記録の突合せの課題（全体像）  
（平成 24 年 2 月 28 日 年金記録回復委員会資料）

## 国の記録と厚生年金基金等の記録との突合せについて

### <概要>

- 国の記録と厚生年金基金・企業年金連合会(以下、厚生年金基金等)の記録の双方の整合性を図るため、平成21年3月より社会保険庁(現日本年金機構)から厚生年金基金等に対して、被保険者等の記録の提供を行い、突合せを実施している。
- ・ 日本年金機構から記録の提供を受けた企業年金連合会は、企業年金連合会分と厚生年金基金分の仕分けを行い、厚生年金基金に対し、被保険者等の記録の提供を行う。(平成22年1月に完了)
- ・ 記録の提供を受けた厚生年金基金等においては、記録の突合せを行った結果、双方の記録が不一致の場合には、必要な調査・事業主等に対する確認等を行い、更に要すれば日本年金機構に対して調査依頼を行う。

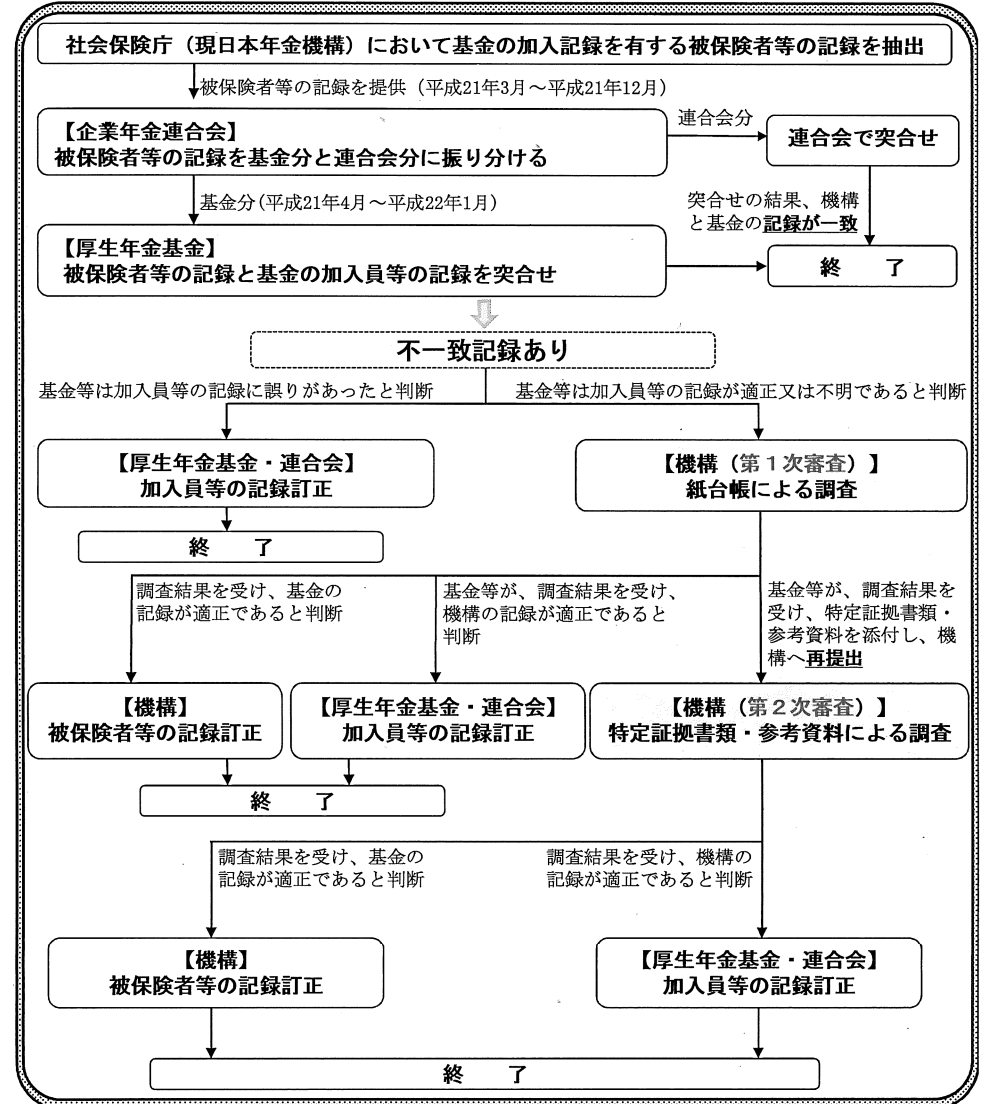
### <参考：国の記録と厚生年金基金等の記録との突合せ（概略図）>



(注1) 突合せ項目は、次の通り

- ①基礎年金番号、②氏名、③生年月日、④性別、⑤異動年月日、⑥種別、⑦異動原因(取得、月・算定・喪失)、⑧標準報酬月額及び標準賞与額

## 厚生年金基金等の記録と国の記録との突合せ（概略図）



(注1) 突合せ項目は、次の通り

- ①基礎年金番号、②氏名、③生年月日、④性別、⑤異動年月日、⑥種別、⑦異動原因(取得、月・算定・喪失)、⑧標準報酬月額及び標準賞与額

(注2) 特定証拠書類は、次の通り

- ①厚生年金法第29条第1項に基づく写し(標準報酬の決定等)、②事業所の基金編入、脱退時の規約認可の写し、③基金の設立認可書の写し又は基金の設立に係る官報公告の写し

(注3) 参考資料は、次の通り

- ①人事記録、②給与記録、③健康保険組合の被保険者記録、④雇用保険の被保険者記録、⑤事業所作成の厚生年金被保険者名簿

# 厚生年金基金と国の記録突合せの課題(全体像)

